テーブルをかこもう　できるなら丸いテーブルを
共食するのもいい――腹が減っては　戦ができぬ
共謀できたらもっといい―アセルナアセルナ　深望遠慮
なによりも共同の武器を創ろう　前代未聞の武器を
テーブルをかこもう　せめてひとつなりとも席を空けて
――もはやここにいない者のために
――まだここにいない者のために

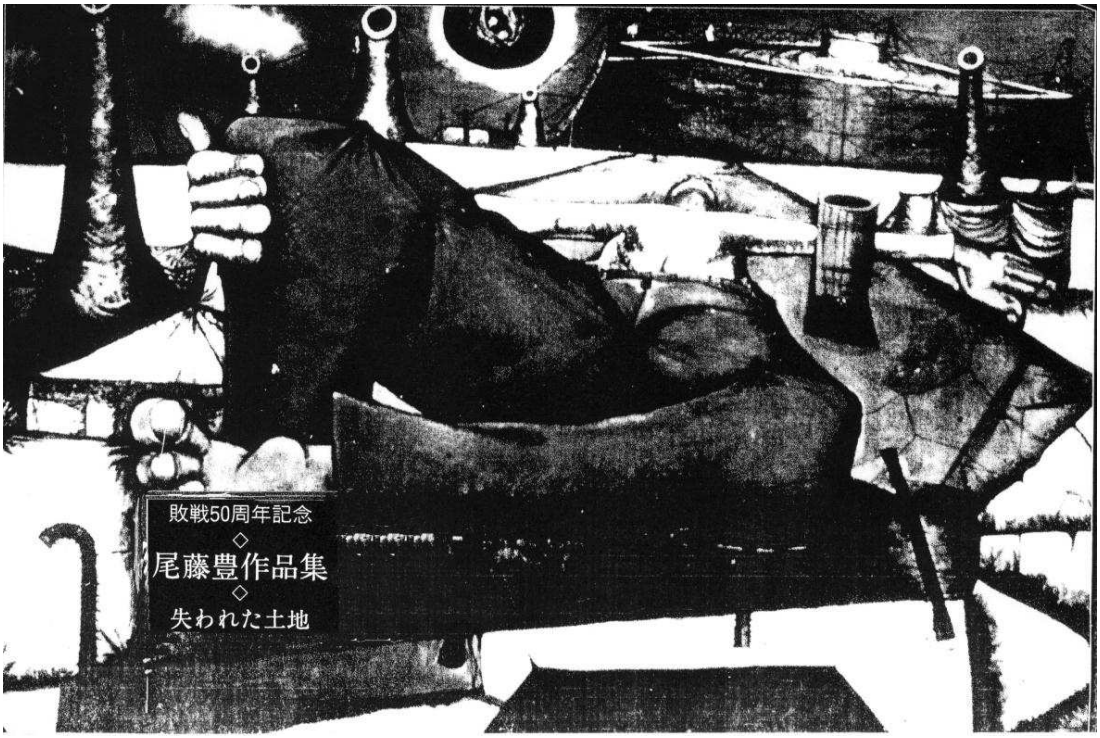

ラウンドテーブル

「米騒動」から90年

――私・たちは「米騒動」から何を受け取るか？

発　題：平井　玄さん（音楽批評／「地下大学」主宰）

ゲスト：山口　素明さん（フリータ全般労組　書記長）

- **08年11月23日(日)13:30～16:30**
- **富山県民会館　707号室**
- **参加費＋資料代　500円**

１９１８年夏――「シベリア出兵」を見越した投機などによる急激な米価の高騰の中、富山の湾岸地域では、多数の女性たち（「おっかあ」たち）を中心とする住民が、米穀商に押しかけて米の廉売を要求すると共に、県外への米の搬出を実力で阻止しました。――いわゆる「米騒動」の始まりです。大阪といった大都市に向かうほど勢いを増しながら、米騒動は、「未解放部落」民をふくむ、いわゆる「貧民」・「細民」・「雑業」層・「窮民」などと、なおそれら「下層社会」民と地続きに存在しながら、他方でようやく社会的な形姿を取り始めた近代的工場労働者との連結による、この国の近代史における最大の民衆騒乱として展開されました。

当時の新進気鋭の経済学者福田徳三は、「米騒動」に触れた論評の中で、「極窮権」という自然法上の概念に言及しています。米騒動は、まさに彼の言う「極窮権」の行使、言い換えれば、近世以来の民衆運動における「徳義ある経世済民」（「モラルエコノミー」）を求める「世ならし」行動と、当時ようやく生まれ始めていた「生存権」感覚に基づく直接行動との混合（アマルガム）であったという意味でも、この国の近代以降の民衆運動の歴史を画するものでした。

米騒動から９０年――新自由主義「構造改革」の強行がもたらした「生の保障」の破壊／劣化に対抗して、「フリーター」などの「不安定雇用労働者」や、シングルマザー、多重債務者、ホームレスといった「保障されざる者」たちが、それぞれの抱える問題の違いを超えて互いに連携しあおうとする気運が、一定の広がりをもって生み出されつつあります。

こうした新しい時代をひらくことに向かおうとする気運の中で繰り広げられる行動は、しばしば「現代の米騒動」と自称されもするし、他称されもしています。そうした自称／他称は、おのずと、90年前の「米騒動」とは何であったのか／私たちはそこから何を受け取るかという〈問い〉を立ち上がらせます。「米騒動」の発火点となった富山という地域に生きる私・たちは、その〈問い〉の前に自らを立たせたいというやみがたい思いにかられています。

「ラウンドテーブル：『米騒動』から９０年」では、そのような〈問い〉をめぐって、自由に語り合うことを試みます。

●1部：　「米騒動」とは何であったか？
――「民衆(史)的記憶」の再生を求めて――
発題：平井　玄（＊）／山口素明（フリーター全般労祖）
／埴野謙二

●2部：　私・たちは「米騒動」から何を受け取るか？
――「転形期」を生きわたるために――

（＊）平井　玄さん：鋭い感覚で内外のアクティビストのアクション群を捉えだし、その一歩〈先〉を提示することを、試み続けている。現在、「地下大学」を主宰。 近著に「ミッキーマウスのプロレタリア宣言」（太田出版05）「千のムジカ」（青土社　08）等がある

■回帰する「本源的蓄積」
――「米騒動」から「フリーターの乱」へ？　雑民騒乱の90年

平井　玄

【近代下層騒乱略史】

・1884 年　武相困民党叛乱（群馬、加波山、秩父事件）
　　大地主や銀行の取り立てに破産した関東農民たちの大蜂起
　1900 年　足尾鉱毒事件・鉱山暴動　栃木県足尾銅山からの廃水公害
　　病毒と農地汚染に抗議する農民と炭鉱労働者の闘争

・1905 年　日比谷焼き打ち事件　大量の戦死者を出した日露戦争の講和条件
　　に反発した職人的労働雑業層を黒龍会が誘導
　1906 年　東京市電値上げ反対運動を起こした職工たちに平民社が関与

・1918 年　米騒動　米価格の暴騰に怒った富山東部の港の女たちが
　　儲ける米屋や業者に押しかけたことから全国に波及した、
　　労働雑民たちによる雑乱

［1926 ～ 29 年　工場労働者運動とプロレタリア文学の頂点］
　1945 年　三国人叛乱　戦時に鉱山や炭鉱に強制連行され奴隷化された
　　中国人・朝鮮人たちによる敗戦直前・直後の連続蜂起
　1952 年　2.1 ストの中止命令
　1960 年　三池炭鉱ストの敗北
　1989 年　国労攻撃、総評解散

　1960 年　山谷・釜が崎暴動　建設日雇い労働者の街での、差別的な警察や
　　暴力手配師、悪質建設業者に対する反攻（～ 80 年代）
　1968 年　新宿騒乱事件　駅を通る米軍ジェット燃料車両の阻止行動から
　　永山則夫的都市雑下層を含む、60 年代若者文化叛乱のピークへ
　1972 年　沖縄・コザ暴動　ベトナム戦争に出撃する極東最大の米軍基地
　　で抑えつけられてきた沖縄人の軍車両焼き打ち
　2008 年　フリーター・メーデーの全国ラリーと新宿 1000 人デモ。
　　東京・高円寺に集まりスペースを始めたフリーターたちによる
　　マヌケな騒動の数々（松本哉・二木信『素人の乱』河出書房新社）

【本源的蓄積】: 土地、資源、空間の強奪／農民、人間の追放と奴隷化

●アルチュセールは『資本論』の二つの偉大な発見として、「剰余価値」と「本源的蓄積」を挙げ、後者の核心に資本による「最悪の暴力」の行使を見いだした（ラシャトル版・序文より）。
共有地のエンクロージャー→都市への逃散→プロレタリアへの規律化

● 1930 ～ 45 年の侵略戦争期から、50 ～ 60 年代の朝鮮・ベトナム戦争での後方経済基地としての高度成長期には、それは「第 3 世界」に迂回され、総動員体制やフォーディズムー福祉国家として資本主義は透明化されて、「価値形式」の問題だけが残されたかのように見えた。

●だがその底で、山谷－新宿－沖縄と、不透明な「資本の暴力」

は一度として絶えたことはなかった。

●「本源的蓄積」は起源における一回的なものではない。
何度でも回帰すると、歴史そのものが語る。

● 1990 年代以降、「ネオリベラリズム」という資本原理主義として、
先進国の中心部に全面的に回帰した。もはや誰もそのことを否定できない。

●資本主義の初期設定、恐慌によるリセット、再蓄積による再起動。
このプロセスが短期間に繰り返されている。
デジタル資本主義とデジタル・フリーターたち
→エンクロージャー（規制緩和、民営化、市場化）
→大逃散（リストラ、ニート、引きこもり）
→捕獲と再階級化（フリーター派遣、文化スエット労働者化）

●進化する産業とさらに過剰に適応する人々。遅れ取り残されたた産業と
それゆえ創造されるコモンの力。それらのリズムと速度が互いにぶつかり、
渦巻くような乱流が必ず出現するだろう。

【富山湾岸東部地区の雑民性】

・　新潟と富山中心部との間で、東・西水橋や魚津で鉄道交通の発達が遅れた。
産業化に乗り遅れる。
・　しかし、女工として信州や名古屋で働いた女たちの労働者としての集団経験。
陸仲仕（沖ではなく）としての大家族的組織力。
・　北東アジアの「地中海」としての日本海をめぐる、
北前船航路以来の商業貿易地帯が帯びてきた進取の気象。
・　そして、江戸末期から続いた百姓一揆的米騒動の伝統。
→これを「組織された工場の産業プロレタリア」への一つの段階、と見るか
→繰り返す「本源的蓄積」が引き起こした雑なる創造的乱流、と見るのか

【高円寺北口・中通りの雑民性】

・　60 年代の旧郊外としてシャッター街化しつつあった商店街。
沖縄酒場から中華料理屋など、非日本人経営の店が増加。
・　中通り入口にピンク・サロンが集中する。
下層サラリーマンの周辺ワンルーム・マンションへの集住。
・　球陽書房など、中央線的なサブカル古書店があった。
ライヴハウスやスタジオや機材屋があり、ミュージシャンたちが住む街。
ニューヨークの前衛音楽家、ジョン・ゾーンもかつて住む。
吉祥寺にあるスタジオ・ジブリに代表される中央線文化産業地帯。
・　その中央線によって分割された、北のアナログ産業ゾーンと南のデジタル
産業ゾーン。そして、板橋、北、足立の低所得地帯と、港、渋谷、世田谷
の高所得地帯。その線上に位置する。
→フリーター全般労組にやってくる人たちの居住地、回流地域との違いは?
→千人単位の派遣解除が進行する。20 代のホームレスが都市中心部に現れる。
→「格差社会」や「反貧困」という敵の見えない言葉の問題性が露呈する。
→「マルチチュード」や「プレカリアート」という言葉の曖昧さを、
「本源的蓄積」によって資本主義論として解いていこう。

マヌケな騒動師たち

松本哉・二木信編『素人の乱』を読む

平井玄

三十年ぶりの「素人」たち

これは高円寺北口・北中通り商店街に巣くう謎の集団「素人の乱」の、今のところの全史である。

――というのは、もちろん冗談。だって「全体」なんてどこにもないんだから。でも「謎」というのは、かなり本当である。

去年といわず、今年の春でも彼らについて何も知らない友人たちが何人もいた。「友人たち」というのは、三十年以上にわたってこの国の批判的政治や思想の現場の中で走り回り、語り続けてきた人たちである。つまり「玄人」たちである。そのトボケた行動について話すと、ほとんど一年中にわたってデモを組織し、集会で語り、たくさんの文章を書いてきた幾人もの人たちが「何それ?」という顔をした。

私はニヤリとした。なぜなら、とうとう三十年ぶりくらいに遂に「素人たち」が現れたことを、はっきりと再確認したからである。

痛快だった。運動と思想の「文法」を知り尽くしたといえる手練れの活動家であり、皮肉でなく良質な知識人といえる人たちの視界の外にある。ということは、彼らが鍛え上げてきた言葉と行動の網の目に、連中のそれが全く引っかからなかったということなのである。

マヌケとスーダラ

七〇年代中ごろの「大崩壊」以来、この国の批判的な運動には、それでも毎年いくらかの若い層が加わってきたと思う。とはいえ彼らの多くは、あらかじめ「文法」を身に付けていたか、逸早く体得した人たちだったのである。八〇年代の「秋の嵐」や九〇年代の「だめ連」も異色ではあるが、間違って文法を覚えたか、落第した連中のように私には見えていた。ところが、この連中は自分の体の中から何か別の「文法」を編み出そうとしているのではないか!?

だから「謎」なのである。本人たちにとっても。そこが面白い。

もっとも私もロクに彼らのことを知らなかった。それでも編者の一人・二木信がいうように、一読して「驚きより納得の方が大きい」のである。この本に書かれている高円寺の奇想天外でマヌケな動きに一つも参加していないのに、その驚きを伝え聞いた時、その面白さをほとんど一瞬にして理解したといってしまおう。なぜなら私自身が「素人」だからである。

一九六〇年代の半ば、今も続く日本テレビの落語番組「笑点」の司会者は六代目の三遊亭円生だった。子供のころ義太夫で高座に上った円生のサビの利いた声が仕切る「大喜利」で、ボケ役の咄家たちは「与太郎組」と呼ばれていた。六八年にこの番組を収録する末廣亭にほど近い高校に入ると、スパルタ教師がうるさい体育の時間に、すでにアルコールを嗜み鉄棒が苦手な私たちは「与太郎組」を名のって自嘲する。ここから生まれた「与太郎左派」こそ全共闘の主力部隊を形成したのである。

高校なのに新左翼のほとんど全党派がいたが、授業中に突然大挙してトイレに行き、そこで集会を始める――といったバカな行動を繰り返したのは、もちろん私たちである。やがて武闘派へ向かう人間が現れたとしても、制服廃止といった無害な要求が受け入れられたその日から、たちまち安心してカジュアルな格好で登校してくるノンポリたちを尻目に逆に制服を着る、といったジョークを忘れたことはなかったのである。イヤ、ご苦労さん! ってなわけで。

このスーダラな心を「素人の乱」のマヌケぶりがいたく刺激する。

オマエは「素人のフリをした玄人」だろう? って。逆である。「玄人のフリをした素人」なのである、私は。だから一部の「玄人のフリをした玄人筋」の方々には嫌われる。それでも、四十年前とまったく同じ場所にいて「空間の文法」が変わる(この点については徳永直『太陽のない街』復刻版、金曜日刊の解説を参照)のをビンビンと感じる今、新たな「体の文法」を求める欲望は高円寺の連中に劣らないといっておきたい。

マヌケとは文字通り「進行する物事の間が抜ける」こと。つまり、リズムが変調することなのである。私の妄想はこのわずかな変乱に貧乏人たちが「大逃散」する予兆を聴いてしまう。

高円寺の騒動師たち

三月のネグリ・プロジェクト、五月のフリーター・メーデー、七月の反G8行動と続いたほとんど生活破綻寸前の動きの最中に、フリーター運動の活動家の一人がこう呟くのを聞いたことがある。――このままでは「もう一つの世界」はたぶん不可能だろうな、と。

広がる運動の中、こうした冷徹な眼力を持った人物が、その中軸にいることを報告しておこう。

そして「それでも、もう一つの世界はたぶん可能だよ」と、二人の娘を育てるオヤジ・フリーターはそっと答えたい。そのためには、レイドバックなグルーヴを黒人たちのコミュニティが育て、それをスーダラとして戦後の日本人たちが「敗北を抱きしめる」ようにして受けとめたように、この「マヌケ」に充分な養分を与えていこう。

仲里効は、高嶺剛監督の映画『オキナワン・チルダイ』から「沖縄はニッポンかな? チルダイがなくなればニッポンだ」という言葉を引き出している。チルダイとは、沖縄人たちが体の中に蓄えてきた脱力したリズムそのものなのである。マヌケやスーダラは、例えばこのチルダイと響き合うことができるのだろうか。

「高円寺はニッポンかな? マヌケがなくなればニッポンだ」と、居並ぶピンサロの呼び込みが誘う声をかい潜って、地下大学@素人の乱12号店に急ぎながらマジメに考える。高円寺の騒動師たちは、まさにこのマヌケ故に、一九二〇年代のダダや六〇年代の犯罪者同盟の遺伝子を正しく受け継ぐ者たちなのである。

(音楽批評)

▼松本哉・二木信編『素人の乱』B6判二五二頁・本体一六〇〇円・河出書房新社

図書新聞08・11・8

声明

不当逮捕への抗議と62億円の豪邸の持ち主への要求

図書新聞08・11・8

フリーター全般労働組合は、10月26日、渋谷で、反戦と抵抗の祭〈フェスタ〉2008のプレ企画であるイベント、麻生太郎邸拝見「リアリティ・ツアー」に麻生太郎首相への団体交渉申し入れ書を携えて参加しました。

この「ツアー」、社会の「貧困」「格差」を解決すべき人物が、私たちとどれだけかけ離れた暮らしをしているのかをこの目で見て実感する、誰もが歩くことができる公道を、渋谷駅頭から麻生邸の前まで歩きながら、その土地だけで62億ともいわれる豪邸をくっきり目に焼き付けて帰る、という趣旨のものでした。

フリーター全般労働組合が麻生首相に団体交渉の申し入れをしたのは、私たちが日々取り組んでいる不安定雇用で働く人たちや失業者の労働や生活の問題が、個別企業を相手にするだけではらちがあかず、格差と貧困を放置し拡大させた国にものを言わないと解決しないと考えたからです。

私たちは、日々、アルバイトをクビになって生活が立ちゆかなくなった、有期雇用で雇い止めされた、残業代が支払われない、社会保険に加入させてもらえない、仕事中にケガをしても自費での治療を強要された、偽装請負や多重派遣で働かされ、複数の会社から給料のピンハネをされている――といった相談を受けては、睡眠時間を削り自分の稼ぎを減らしながら懸命に会社との交渉に走り回っています。それでも不安定雇用で働く人の相談は途絶えることがありません。

日雇い派遣の問題も、違法を繰り返した最大手の2社は廃業することになりましたが、管轄する厚生労働省は、長く違法状態を放置し、廃業により仕事や住居を失った日雇い派遣労働者に有効な手をさしのべることはありませんでした。そもそも日雇い派遣がこれだけ拡大したのは、派遣法の規制緩和を繰り返し、派遣可能業務を原則自由化したために、直接雇用のアルバイト、日雇い仕事の雇用が侵食されたからです。

一方で、小泉、福田首相に引き続き、麻生首相は、インド洋での給油活動を含む「対テロ戦争」に莫大な税金を投入しながら、世界規模で人が生きる基盤を壊しています。政権与党は、税制を大企業や高所得者に有利なように変え続けてきました。

金持ちが優遇され、それ以外の人たちの生活がどんどん不安定にさせられるなかで、格差社会の頂上にいて、莫大な資産を持ち、私たちとかけ離れた「金銭感覚」を持つ麻生首相に、直接、私たちの置かれている格差と貧困の問題を説明し、政策の変更を訴えよう。私たちはそう考えながら、渋谷駅から麻生邸に向けて歩道をゆっくり移動していました。拡声器も使わず、隣の参加者と肉声で談笑しながら。参加者はおよそ50人ほどでした。

午後3時、渋谷駅ハチ公前に集まった50人の前にあらわれた渋谷警察署警備課は、麻生邸の規制区域に近づいたら「5名ずつならば通す」旨を向こうから連絡してきました。私たちはそれを踏まえた上で平穏に歩いていました。そして、その直後のことです。道玄坂下に私たちがさしかかろうとしていた瞬間、警視庁公安部及び渋谷警察署警備課は、突如参加者の中へ突入し、3人の仲間を無理矢理羽交い締めにし、路上に組み伏せ、連れ去っていきました。

逮捕された3名には、公安条例違反や公務執行妨害といった「罪状」がならべられていますが、昨夜からすでに一部流されている報道は、警察による虚偽の情報にもとづいたものです。まず、警察はこの移動を「デモ行進」であるとは一度も宣言していませんし、中止の勧告＝「再三の警告」もありませんでした。そしてもちろん、参加者が「警察官を殴るなどした」「暴行を加えた」などという事実もいっさいありません。これらは、現場で撮影されている複数のビデオ映像からも明らかです。

私たちは、道理に対しこれまでの非道理を重ね、仲間を逮捕し拘禁し、事実を完全にねじ曲げた虚偽宣伝を行う警察に、厳然と抗議し、3人の仲間をすぐに返すことを要求します。

そして、このような無法警備に守られている62億円の豪邸の持ち主が、私たちの問題にきっちりと応えることを要求します。

2008年10月27日

フリーター全般労働組合執行委員会

（編者　註）

「麻生邸ツアー」で不当逮捕された3人は、11月6日朝、処分保留のまま釈放となった。なお、今回の不当逮捕には多くの人々が注目と関心を寄せ、約三〇〇もの個人・団体が「不当逮捕弾劾声明」に名を連ねた。また、多数の警察官がかけ声と共に渋谷の路上を歩いているだけの「麻生邸ツアー」の参加者に向かって突進し、地面に押し倒して逮捕する様子を移したユーチューブ上の動画の閲覧回数が、11月15日現在で23万回にも及んでいる。

「米騒動」とはどのような場所（ロケーション）であったか？
――「素人の乱」雑なノートから

埴野謙二

図．１

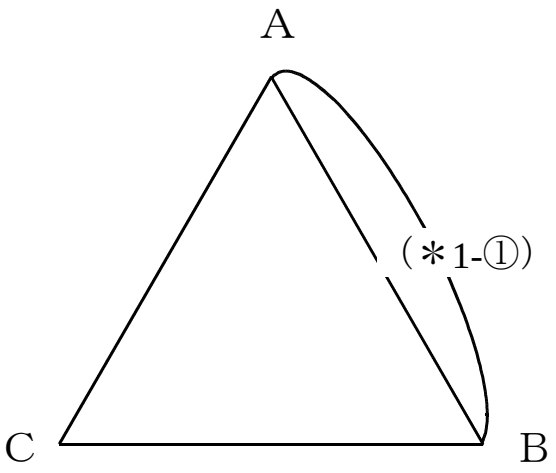

Ａ：国民

Ｂ：「客分」

Ｃ：明治末－大正期社会運動

図．２

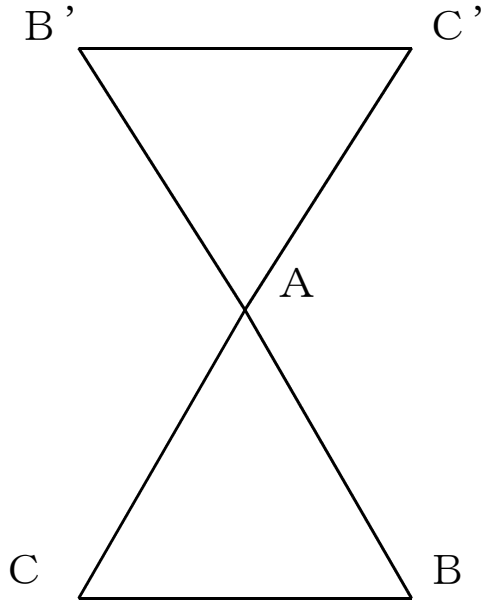

Ｂ’：近代国民国家（天皇制国家の構築）

Ｃ’：後発資本主義（の創出と展開）

「『国民』タァ俺ッチのことかと八の言い」

図．３

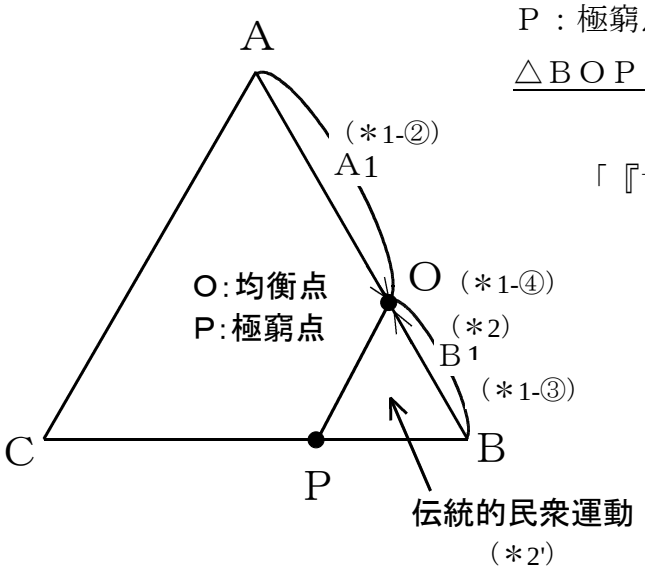

Ａ：subject 主体／be subjected to ～に従属する

Ｂ：object 客体／異議申立てをする

$\overline{A1}$：「国民」化／「ポリティカルエコノミー」への包摂

$\overline{B1}$：「仁政」－「モラルエコノミー」(「徳義ある経世済民」）の要求

Ｐ：極窮点－「困窮極マレバ」

△ＢＯＰ：「客分」が燃える場所――伝統的民衆運動

「『世ならし』は後（アト）の祭かと熊の言い」

図．４

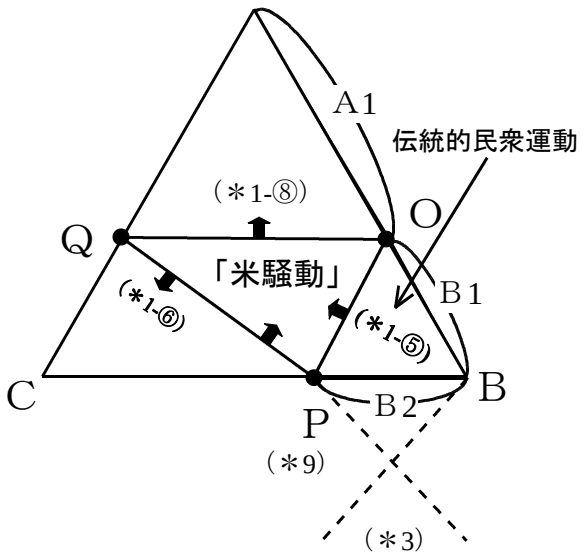

$\overline{B2}$：都市「下層」民（「窮民」・「貧民」・「細民」・都市「雑業層」）と近代的工場労働者層との連続性

P　：「困窮」極マルトコロ

$\overrightarrow{OP}$：伝統的民衆運動の末期の輝き（＊-1⑤）

$\overrightarrow{QP}$：前期大正デモクラシーの気運

$\underline{QP}$：大正デモクラシーへの導火（＊-1⑥）

$\overline{QO}$：統治の修正／変容へのインパクト（＊-1⑧）

<u>△ＯＰＱ：「極窮権」が蜂起する場所</u>－<u>「米騒動」</u>

「『この酔心地だけは』（＊10）と八・熊の言い」

「『騒動』タァ俺ッチの華（ハナ）よと八・熊の言い」

図．５

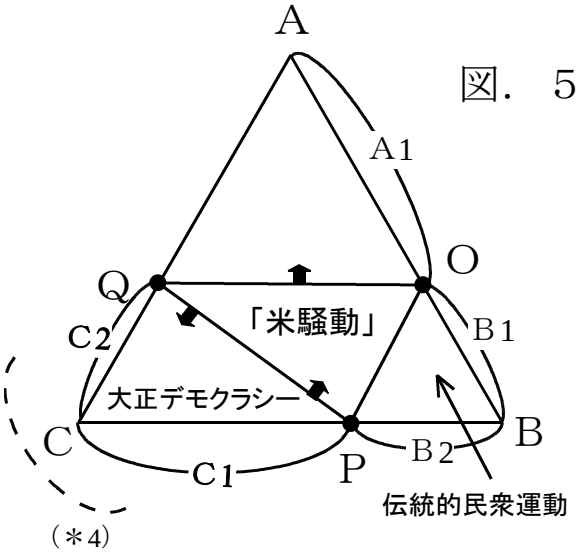

$\overline{C1}$：近代的工場労働者層の「下層社会」からの離脱の進行／新中間層の出現

$\overline{C2}$：大正期－「前」「古典的範型」期の社会運動（＊4）

<u>△ＰＣＱ：社会諸運動が繚乱する場所</u>－<u>「大正デモクラシー」</u>

「『デモクラシー』タァ俺ッチのものかと八が言い」

「『革命』タァ『主（シュ）』になることかと八の言い」

図．６

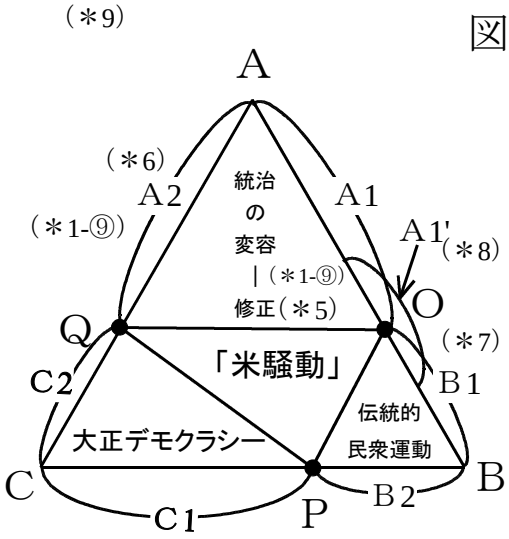

$\overline{OQ}$：統治の修正と変容（＊1－⑨）

O　：諸「調停制度」の導入（＊7）

Q　：「社会的なもの」の日本的構成（サレル）

$\overline{A2}$：社会政策・社会立法の展開（＊6）（＊1－⑨）

$\overline{A1'}$：超「国民」化／「皇民」化の端緒

<u>△ＡＯＱ：「社会的なもの」を通した統治の場所</u>－<u>統治の変容</u>

「『社会』タァ『客』をいたぶるものかと熊の言い」

図．７

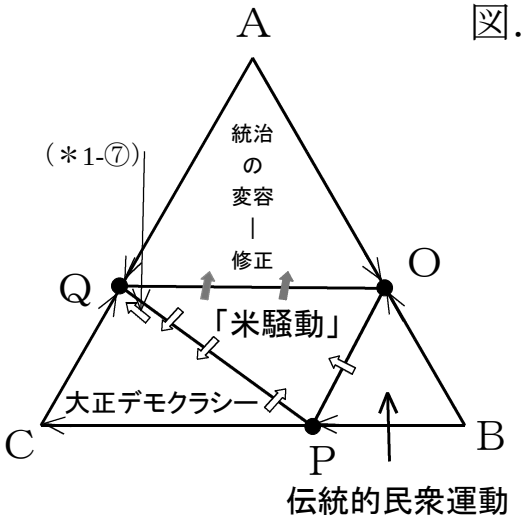

ＢＣ：「客分」と社会運動のあいだ？
（＊1-⑦）

「米騒動」とは

- 伝統的民衆運動の末期の場所だった
- 大正デモクラシーを導火する場所だった
- 社会を通ずる統治へ曲折する場所だった

そして、「客分」はどこへ行った？

- 息も絶え絶え生き続けた？
- にがい逆立ちをし続けた？
- 「社会のお荷物」であり続けた？

社会諸運動の内の〈なに〉が、「客分」とのあいだに最近接した？

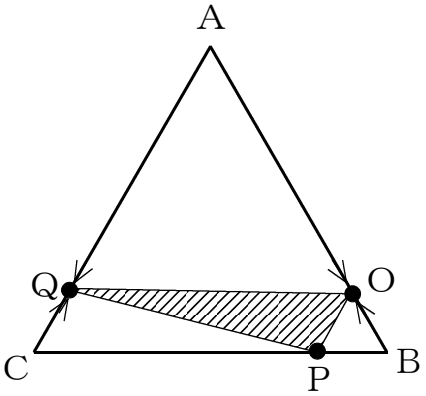

図．８

$\overline{AQ}$：「社会的なもの」の縮減

$\overline{AO}$：ネオリベ「ポリティカルエコノミー」への包摂

△ＯＰＢ：「現代の米騒動」

図．９

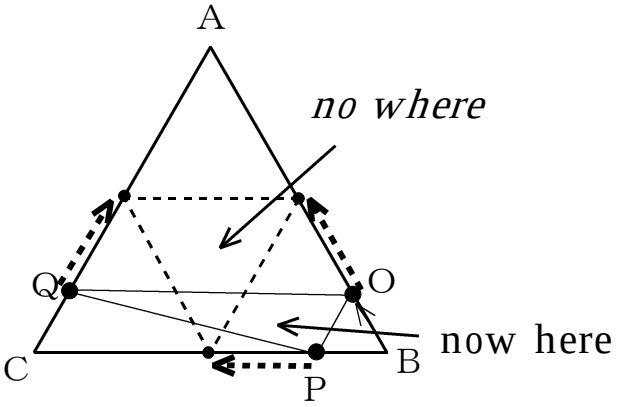

Ｏ：ネオリベ「ポリティカルエコノミー」からの「逃散」点
――生の自律（セルフバロリゼーション）／共同的価値化度

Ｐ：「極窮」点――「極窮」行動の展開度

Ｑ：「社会的なもの」の構成（スル）点
――脱「労働力商品」化度

〈註〉

〈＊1〉　別紙　11-12ページ参照

〈＊2〉　別紙　13ページ参照

〈＊2'〉　別紙　13-14ページ参照

〈＊3〉　「都市騒擾」―「騒擾による団体交渉」

1905　「対露講和条約」反対－（「日比谷焼き討ち事件」）

1906　「東京市電電車賃上げ」反対－（「都市社会運動」－1911「電車市有化」／1913「電灯値上げ」／1913「ガス値上げ」）

1911　「第１次憲政擁護運動」

1914　「海軍汚職事件――シーメンス事件」抗議

〈＊4〉　大正期諸社会運動

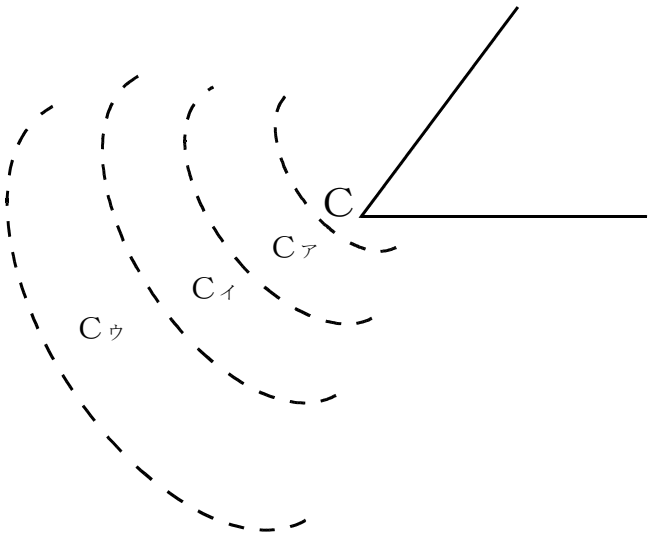

Cァ：民本主義－社会主義－アナキズム／アナルコサンジカリズム／ボリシェヴィズム－無産政党運動

Cィ：労働運動（1919友愛会臨時総集会宣言――「労働者の４大権利」－生存権・団結権・ストライキ権・参政権）・農民運動・普選運動

Cゥ：学生運動（1918新人会など）／女性解放運動（1920新婦人協会）／部落解放運動（1922全国水平社）／借家人運動／消費者組合運動など

〈＊5〉　1914　防務会議

1917　臨時外交調査委員会

1918　軍需工業動員法

1919　臨時法制審議会

臨時財政経済調査会

〈＊6〉　1917　内務省救護課
　　方面委員制度
　　1918　内務省救済事業調査会
　　1919　内務省　社会課
　　1920　〃　社会局
　　1921　〃　社会事業調査会
　　1922　〃　社会局－外局となる－社会部／労働部／保険部
　　1923　〃　「社会局参与制」－労働問題に関する常設諮問委員会
　　〃　労働保険調査会
　　1921　米穀法
　　借地借家法
　　市制町村制改定（市町村議会への参政権）
　　部落改善施設要綱――1925「中央融和協会」
　　「職業紹介所法」
　　「住宅組合法」
　　「労働組合法案」検討
　　1922　工場法改定／同「施行令」改定
　　「健康保険法」制定
　　1926　労働争議調停法

〈＊7〉　1922　借地借家調停法
　　1924　小作調停法
　　1926　労働争議調停法
　　男子普通選挙法

〈＊8〉　1919　臨時教育会議答申－「国体明徴」思想の強化
　　1921　内務省神社局「国体論史」
　　1925　軍事教練導入
　　大日本連合青年団／大日本連合女子青年団
　　1926　青年訓練所

〈＊9〉　別紙　14ページ参照

〈＊10〉　別紙　15ページ参照

資料（＊1）

牧原憲夫「客分と国民のあいだ——近代民衆の政治意識」（98吉川弘文館）

①

「外国に支配されようが、
徳川の世の中に戻ろうが、
飯さえ食えれば文句無い」。
明治初年の民衆はこううそぶいた。
そこには、近代社会への反発と、
政治から切り離されたことによる
客分意識が横たわっていたのである。
だが、その人々が、やがて対外戦争に
同調していったのはなぜか。
政治文化の視点から、
国民意識が創出される姿を描き、
近代を問い直す。

②

国民統合の前提と諸要素

(1) 交通(コミュニケーション)網／土地制度／租税／貨幣－度量衡の統一／市場……植民地 ←経済統合
(2) 憲法／国民議会／(集権的)政府－地方自治体(県)／裁判所／警察－刑務所／軍隊(国民軍，徴兵制)／病院 ←国家統合
(3) 戸籍－家族／学校－教会(寺社)／博物館／劇場／政党／新聞（ジャーナリズム） ←国民統合
(4) 国民的なさまざまなシンボル／モットー／誓約／国旗／国歌／暦／国語／文学／芸術／建築／修史／地誌編纂 ←文化統合
(5) 市民(国民)宗教－祭典(新しい宗教の創出)，伝統の創出

※ 西川長夫『国民国家論の射程』（柏書房，1998年）より

国民化（文明化）

(1) 空間の国民化——均質化，平準化された明るく清潔な空間／国境
　中央(都市)－地方(農村)－海外(植民地)／中心と周縁，風景
(2) 時間の国民化——暦(時間の再編)，労働・生活のリズム／神話／歴史
(3) 習俗の国民化——服装，挨拶，儀式(権威－服従)／新しい伝統
(4) 身体の国民化——五感(味覚，音感，……)，起居，歩行－学校・工場・軍隊等等での生活に適応できる身体と感覚／家庭
(5) 言語と思考の国民化——国語／愛国心
　↓
　ナショナリズム
　国民の誕生

※ 西川長夫『国民国家論の射程』（柏書房，1998年）

③

なるほど、大多数の「民衆」の主要な関心は、日々の安穏な生活をいかに確保するかにあり、「政治なんてものはアイツラの仕事だ」と思っていただろう。が同時に、かれらは生活に追われながらもアイツラをじっと横目にみている存在でもあったはずだ——という〝期待〟が、わたしの「民衆」イメージの底にある。客分とは明確なひとつの政治的スタンスであって、いわば万年野党の心意気とでもいったようなものなのだ。これに対して、政治運動は最終的には権力の掌握や権力機構への参入、すなわち「与党」をめざす。権力を「追う主体」と、権力から「逃げる主体」といってもよい。そのどちらもが政治的な主体である。統治され啓蒙される客分（object）であるがゆえに異議申立て（object）の担い手となる、それが客分としての民衆のあり方である（いうまでもなくこれは、「独立」的であるがゆえに臣従的であるsubject、すなわち国民というあり方の両義性に照応している。なお、客分とobjectを関連づける視点については西成彦氏から示唆をうけた）。

④

仁政観念を図式的に整理すれば、治者／被治者が分離した政治体制、地域社会における商品経済の日常的な展開、地縁を主とした民衆の社会的結合、この三つを前提的条件とし、民衆の安穏な日常生活を維持することが統治者・富裕者の責務と観念され、その責務の放棄・拒否は私欲優先の不徳なる行為として糾弾されるとともに、不正が放置された場合は民衆が直接に制裁を加える、しかし民衆自身が権力を奪取する意図はなく（上位）権力も民衆の行為を基本的に追認する、といった政治文化である。これはおおむねモラル・エコノミーと共通するのである。

⑤

慈憐の精神を以て救済の方法を講ずるは、所謂富豪の公なる義務と想像す、故に此の際……社会一般の貧民に成り替り……白米一升の価二十五銭に値下げ実行相成る様、御高配切に懇願す、併し万一穏便なる公徳の忠告者たる我曹の此説を馬耳東風と御看過あれば、遺憾乍ら一の非常手段に出づるの外道なし

これは、一九一八（大正七）年の米騒動で、山口県宇部村・沖之山炭坑の労働者たちが、炭坑主で衆議院議員の渡辺祐策や地元の富豪に送りつけた通告状である。「大塩平八郎」と署名されたこの警告の論理は、幕末の打ちこわしや世直し一揆と見事なまでに一致する。かれらはやがて、軍隊との戦闘で死者十数名を出すほどの激しい暴動を起こした。司法省思想特別研究員として、この文書をはじめ多くの収集資料をもとに「所謂米騒動事件の研究」（一九三九〈昭和一四〉年）をまとめた吉河光貞検事も、「単に米穀商に対する米穀廉売の団体的強要に止まらず……富豪並資産家が寄附金を義捐する等、下層民衆の生活難を救済するは、其の社会的義務にして、細民の窮迫を冷眼視するは不徳義も極まれりと做し、之を膺懲せんとする思想」が広く存在し、さらに「之を阻止鎮圧せんとする官憲及軍隊の行動を、民衆に対する不当攻撃なりと做すが如き、悪質なる思想的傾向」も見られた、と指摘している（『社会問題資料叢書』一、東洋文化社、一九七四年）。

⑥ 「社会主義などの如き危険思想の煽動などは更になく……政治屋は今回は関係なし」と大蔵がいうように、この騒動は〝非政治〟的なものだった。吉河光貞も、「「デモクラシー」思潮横溢の裡に在り乍ら、為政者の措置宜しからず」というのみで「反国体的乃至反国家的思想の片鱗すら之を発見し得」ない「低級なる道義的社会感情を基礎」にしていたと分析している（「所謂米騒動事件の研究」）。だが、それゆえにこそ米騒動は、世直し一揆と同様に「政事」への根底的な異議申立て、「政府の一時的否認」（三浦鐵太郎）となったのだ。従来から細々と続けられていた労働・農民運動、部落解放運動、普選運動などが、その政治的・社会的存在の態様やイデオロギー的差異をこえて、これを機に一挙に活性化したのも、こうした非政治性に内包された根源的な政治性のゆえであった。

⑦ 労働者は資本家と同じ国民じゃないのか……。一つ労働組合で声を合して、大きな声を挙げて叫ばうではないか。……この失業をどう解決するとね、国家に聴くのさ。お役人衆に……叩頭をして廻るのは資本家のすることだ。腹はくつても労働者だ。解決策も国家に、諮る可きだ。国家が解決出来なければ国家は滅亡しなければならぬ。決して国家は黙っては居ないだらう。

（日本労働総同盟友愛会機関誌『労働』一九二〇・七）

資本主義とは「人間を悉皆に正義も道徳も無視して、自個主義一点張に金の為め吸々として、何等他人を顧みない、言はば非人道主義制度」（友愛会神戸連合会『労働者新聞』一九二一・九・八）だが、失業という「国民」の難儀を「国家」が黙って見過ごすはずはない、というわけだ。私利の追求という「悪」のイメージ、「国家に聴く」という形でしめされる〝おかみ〟への期待等、米騒動に噴出した民衆の徳義と仁政の観念が労働運動にも脈々と流れていたのだ。ところが、争議になると意外にも警察は不徳なる経営者の側にたって労働者を弾圧した。「我々は今横浜船渠会社と戦つてゐる。資本家の頑迷と貪欲は今に初めぬことだが、警察の横暴は一体どうしたのだ……何だか知らぬが我々はまるで国家と政府を向ふに廻して戦つてゐるやうな気がする」（『前衛』一九二二・四）。

⑧ だが、米騒動は選挙権拡大と社会政策採用の契機となり、結果として挙国一致の制度的前提を創り出した。これは国家が仁政の担い手として、さらには社会的対立の仲裁者としてふたたび登場したことを意味する。図式的に示せば、仁政観念と客分が結合していた近世、客分でありながら仁政が否定された近代前期、仁政が公認され民衆が客分でなくなった近代後期、ということになろうか。制度的にはもはや客分意識のはびこる余地はほとんどなくなった。とはいえ、納税・教育・兵役を「国民の義務」と受けとめてきた多くの民衆にとっては、あらたに「投票の義務」が加わったにすぎなかった。しかも、仁政の〝期待される権力〟像は、日常的には私利の追求を放任しながら、苦境におちいったときには強権を発揮して「弱者たる自分たち」を守ってくれる〝強い〟権力である。矜持をなくした客分意識や仁政観念とファシズムの親和性は否定できない。

⑨ こうした歴史の転換期に、「仁政」を要求する民衆が大規模な実力行使に出たのが米騒動だった。だからこそ困民党事件とは逆に、政治＝経済システムの基本的修正の引き金になった。ここに、近世末期や近代国家成立期とは歴史的位相を異にする米騒動の歴史的特質があった。ただし、第一次大戦後の社会政策は単なる仁政の復活ではなかった。治者―被治者の分離という仁政観念の制度的前提がなくなったからだ。為政者の裁量に左右される「人治」ではなく「法治」としての仁政である。〈仁政の制度化〉といってもよい。そうして一九二〇年代には、「はじめに」でふれたように、「国民」を冠した法律がつぎつぎに出されていく。ファシズムは民衆の「国民」化とその「保護」なしには実現不可能だったのである。

〈＊2〉

モラル・エコノミー（ヨーロッパの）

［英］moral economy

18世紀イギリスで多発した食糧暴動の研究のなかから生まれた歴史分析の新しい概念的用語である。この用語を最初に用いて食糧暴動の下に横たわる社会的正義の理念・民衆意識を分析したのは，イギリスの歴史家エドワード・P. トムスン（Edward Palmer Thompson）である。彼はまず『イギリス労働者階級の形成』（1963年初版）において，食糧暴動の分析の際に端緒的にこの用語を用い，食糧暴動は自然発生的に見えるが，「暴動」という呼称が示唆するよりもかなり洗練された民衆運動であり，「民衆の生活必需品の取引で暴利をむさぼり，食糧価格をつり上げるという不正なやり方を不道徳と教える，伝統的なモラル・エコノミーの考え方によって正当とみなされた」と述べ，それを「自由市場経済に対峙する伝統的な家父長主義的モラル・エコノミー」と表現した。

トムスンのモラル・エコノミー論をまずみよう。穀物価格の高騰，生活困窮，飢餓は食糧暴動の前提ではあるが，それが直ちに騒擾を引き起こすというのは「粗雑な経済決定論」に過ぎず，民衆が行動を起こす場合には，彼らのもつ慣習・慣行，文化，理性がその間に介在する。穀物価格の騰貴に起因する民衆の経済的不満は，市場取引，製粉，製パンなどに関して何が合法的慣行であり，何が非合法的慣行であるかについての，民衆の合意の範囲内で発動するものである。それはコミュニティの構成員の間で広く合意を得ている伝統的な権利や慣行ないし社会的規範や義務を守る，という一貫した伝統的な考え方，すなわちモラル・エコノミーに基づいた行動である。

かくしてモラル・エコノミーは，食糧暴動を「ある種の正当な行為とみなす観念」あるいは理念，ということになる。また moral economy という用語は，経済近代化推進の主潮流となった新しい経済学 political economy の開拓者アダム・スミス（Adam Smith）が，穀物の欠乏のときでさえも自由取引・自由経済を主張したことに対峙させ，伝統的な慣行，コミュニティの合意や規範を守るモラルとして用いられたものである。ここでトムスンはスミスの経済学を「不道徳」と言っているのではなく，新経済学は経済に「道徳」が入り込むのを排除した，ないし経済学にとって「道徳」を無関係なものにした，という観点に立っている。

トムスンが提起したモラル・エコノミーは，民衆には生存に不可欠な食糧を公正な価格で買う権利が，商人には公正な価格で売る義務があり，それゆえ商人，パン屋，農業経営者による買い占め，隠匿，目方のごまかし，市場に出さずに取引・横流し，あるいは外国や遠隔地に輸出・搬出する行為は厳しく糾弾されるべきであり，商人などが公正な価格で売らない場合には民衆の力で公正な価格で販売する行動を正当とみなす，民衆の生得の社会的正義を求める理念と言えるものであった。こうしてモラル・エコノミーは，共同体とその住民たちが正当なこととして歴史的に伝承した生活の規範ないし合意に基づくものであり，庶民の骨肉となり意識の深層に定着して民衆の固有の文化（民衆文化）を形成していて，新しい外から押し寄せる優勢な文化や趨勢（たとえば資本主義の発展に伴う市場経済，自由放任主義，富裕者・政治権力者・治安当局による支配・統制の論理）に対峙しつつ，民衆運動を支えた理念ととらえることができる。この用語が学界の関心を集めているのは，それが食糧暴動にとどまらず，地域コミュニティが外からの優勢な「近代的」変革の嵐にさらされた，資本主義的近代的秩序が最終的に確立する以前の段階における民衆（群衆）運動を分析するキーワードになりうる，と考えられたからである。

（「歴史学事典4」（96吉川弘文館）

〈＊2′〉

時代の社会的価値が、経済的自由の原理へ大きく転換しつつあるなか、慣習的権利（回帰主義）、道徳主義、公的タテマエなどに依拠しつつ、経済的自由の原理に制限を加えようとする要求・運動は、青森県士族の建白にもみられたが、「斉一」「均一」「平均」の観念と結びついていた。このような観念は、小作料制限建白のなかにも、また困民党事件のなかにも表われていた。

一八八三（明治一六）年一二月の群馬県西群馬郡の負債騒擾（困民党事件）では、「生産会社」の行為は「世界困難ノ基」であり、「世界平均ノタメ取片付」するとして民衆の結集が呼びかけられた（「京目村など七か村宛集会回状」『群馬県史』資料編20・近現代4、二七三ページ）。翌一八八四年一〇～一一月の秩父事件でも、蜂起は「富者ヲ斃シ貧者ヲ救助」するためで、民衆に敵対的な「高利貸ヲ打毀」すことこそが「世直シヨスル」と受けとられており、「高利貸ヤ銀行ヲ潰シ、平ラノ世ニスル」から参加しろと、各家々を回るオルグが活躍していた（柴岡熊吉・小菅万吉・小板橋貞吉・黒沢金四郎らの「調書」、井上幸治・色川大吉・山田昭次編『秩父事件史料集成』第一～三巻、二玄社）。

このように、民衆の生活と労働の維持（回復）を求めて、民衆に敵対的で横暴な、〝自由〟〝所有〟〝契約〟などに制限を加えようとする立場は、民衆みずから〝世直し〟〝世均し〟〝均一〟と意識したが、制限要求や〝世均し〟に仮託された民衆の願い（社会的願望）を、井上幸治氏の『秩父事件――自由民権期の農民蜂起』（一九六八年、中公新書）にならって、〝社会的平等主義〟と呼んでおきたい。そして、この社会的平等主義は、資本主義形成期の経済的自由の原理（自由放任的な経済的・社会的原理）に制限を加えようとするもので、それも伝統的な経済規制、あるいは社会関係を、生存権の優位を背景に慣習的権利として回復しようとするものであり、資本主義の展開に対抗的だった。

（鶴巻孝雄「近代化と伝統的民衆世界」92東大出版）

〈＊2′〉続き

秩父事件（明治十七年十一月）は、軍事組織による蜂起という形態をとっていること、自由民権運動とのかかわりが重要な意味をもつことなどのため、武相困民党事件よりも性格が複雑で、研究者のあいだでその基本的性格について大きな見解の相違がある。このうちもっとも有力な見解は、秩父事件を自由民権運動の発展線上に位置づけ、自由民権運動のなかでは政治的な内容をもっていた自由・権利の思想が、秩父事件のなかでは社会的自由民権へと発展して、社会的平等主義とでも呼ぶべき内実のものとなったとする見解であろう。いうまでもなく、これは名著『秩父事件』における井上幸治氏の説だが(12)、色川氏も『自由民権』その他の著作でこの井上説を踏襲している。だが、私にはこの説は逆立しているように思える。というのは、秩父事件はまずなによりも負債返弁騒擾だったのであり、それが激化するさいにその激化にふさわしい解放幻想として自由党＝板垣公の世直しを呼びよせ、特殊な突出した内容をもったのだと考えるからである。私は、このように考えることで、秩父事件が負債返弁騒擾というその時代の民衆運動のより一般的性格をふまえながらも、それだけでは割りきれない特別の意味をもったことを捉えてゆけると思う。

〈＊9〉

（福田徳三「極窮権の実行」（「中央公論」大正13年9月）

此度の騒擾は必竟するに、極窮權（ライト・オブ・エキストリーム・ニード）Right of extreme need の實行に外ならぬのである。政治家共が政權の爭奪を以て政治の一切萬事なりとして、有頂天になつて居るのみで、政治とは必竟民の生存を保障し安全にするを第一とすることを、全然忘却したに對する人民自衛權の發現と目す可きものである。舊幕時代にも屢々あつた、歐洲にも此先例はイクラもある。必竟人民は大抵な惡政治には我慢もし辛抱もするが、其が國民生存權の尊重を餘りに閑却するときは、極窮權の實行てふ變態を取つて現はれて來るのである。官僚政治の民本主義のと空なる文字を列べて政治の能事としつゝある間に、我國民の生存は極端に脅かされた。而して最も多く苦痛を感ずるものは、河上博士の所謂貧乏線の近所に彷徨して居る人々である。其が米價の奔騰の爲めに極窮點（ポイント・オブ・エキストリーム・ニード）に押し落された。此處まで落れば窮て而して通ずで、今迄は金持樣は金持樣、自分等貧民は貧民で其々別天地に住つてでも居るやうな扱を受けても、大して不平を鳴らさず其が當然な事の如くに考へて居た連中も到底堪まらなくなつて、生存權の主張者となつて現はれるが、其の主張は尋常一樣では駄目であるから、ソコデ一の變態たる極窮權の實行を以て先づ着手するので、コレハ殆んど一の自然法則の働きと云つても言ひ位當り前の事である。

〈＊10〉

「彼等は彼等じゃなかった。

彼等はさらに他の彼等に巧みに掩いかぶせられた幾重もの殻に包まれていた。そして彼等は、その中身の彼等自身をあるいは他人だと考えさせられ、あるいはまたその存在をすら忘れさせられてただその上っ面の殻だけを彼等自身だと思い込まされていた。

Wah! Wah! Wah!
Bara-Bara! Gara-Gara! Doshin!
Wah! Wah! Wah!
叫喚、怒号、○○、○○、○○、

いま、彼等は彼等だ。中身だけの彼等だ。

彼らにはもう教えられた何ものもない。強いられた何ものもない。瞞しこまれた何ものもない。すべてを彼等自身の眼で見る。彼等自身の心と頭とで審く。彼等自身の腕で行う。彼等自身の魂を爆発させる。（中略）

彼等はまた旧の彼等に帰るだろう。彼等自身じゃない彼等に帰るだろう。そして再びまた彼等自身を忘れてしまうだろう。

短い酔だ。しかし、彼等が彼等自身に帰ったこの酔い心地だけは……」

（『文芸論集』「大杉栄全集」第5巻、現代思潮社、一九六四年）

生・労働・運動ネット

代表　埴野（はの）謙二

富山市神通町３－５－３（神通大橋東詰手前左）

E-mail：jammers@net-jammers.net

URL：http://net-jammers.net/

TEL　076-441-7843　FAX　076-444-6093